

議事日程(第4号)

平成27年9月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第82号 新町建設計画の全部変更について
- 日程第2 議案第83号 請負契約の変更について
- 日程第3 議案第84号 動産購入契約の締結について
- 日程第4 議案第85号 動産購入契約の締結について
- 日程第5 議案第86号 訴えの提起について
- 日程第6 議案第87号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第88号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第89号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第90号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第91号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第92号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第93号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第94号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第95号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 発議第7号 マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書(案)
- 日程第16 請願第4号 島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願
- 日程第17 閉会中の調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第82号 新町建設計画の全部変更について
- 日程第2 議案第83号 請負契約の変更について
- 日程第3 議案第84号 動産購入契約の締結について
- 日程第4 議案第85号 動産購入契約の締結について

- 日程第5 議案第86号 訴えの提起について
- 日程第6 議案第87号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第88号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第89号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第90号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第91号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第92号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第93号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第94号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第95号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第7号 マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）
- 日程第16 請願第4号 島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願
- 日程第17 閉会中の調査報告について

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中谷 勝君	副町長	……………	岩本 一巳君
教育長	……………	石井 澄男君	教育次長	……………	坂田 浩明君
総務課長	……………	赤松 寿志君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	宮本 泰宏君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	光長 勉君
柿木地域振興室長	……………	三浦 憲司君	出納室長	……………	青木 一富君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは最初に、日程に入るまでに、石井教育長より先日の一般質問での桜下議員、庭田議員の一般質問における吉賀高校の寮についての答弁の補足を求められておりますので、これを許します。

石井教育長。

○教育長（石井 澄男君） おはようございます。冒頭議長にお許しをいただきましたので、先日の教育長への一般質問に対する答弁につきまして御指導をいただきましたので、申し上げます。

今回、同様な質問に対しまして、私の答弁がその内容の質や量について疑念を持たれたことに対しましては、大変申しわけなく思っております。

一般質問の答弁に際しましては、事前に一般質問の通告書をいただいております。その通告書の質問の内容に沿って答弁を行っているところでございますが、できるだけ最初の答弁において全て回答できるようにというふうに心がけておりますけれども、答弁が不十分な場合につきましては、再質問等でその答弁を補っているところでございます。

今後とも丁寧な答弁に努めてまいりたいと思っておりますので、これからも御指導をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、補足答弁は終わります。

日程第1. 議案第82号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第82号新町建設計画の全部変更についてを議題とします。

本案についても、初日の質疑の際の答弁漏れがありますので、これを行います。

深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 議案第82号新町建設計画の全部変更につきまして、8番議員の質問に対する答弁を保留していただきましたので、時間をいただきまして回答をいたします。

提案しました計画の中の1ページ、最下段に記載しています有機農業の注釈につきまして説明いたします。

この注釈につきましては、合併前の柿木村において策定された柿木村総合振興計画において、第1章、産業・経済、1、農業特産物、3、有機栽培の中で記載されています有機農業についての解説を用いたものと思われます。

その後、平成18年に、有機農業の推進に関する法律が施行されまして、法律上で有機農業の定義が明確となっております。また、御指摘のありました吉賀町有機農業推進計画におきましても、このことが記載されております。

今回提案しましたまちづくり計画が当初策定されてから10年が経過しております。その間に法律の制定があり、この有機農業という定義が確立されたことを考慮しまして、この注釈については削除させていただきたいと考えております。

もう一つの質問でありました「障害」の表現についてですが、平成27年3月、この3月に制定されました吉賀町障がい者計画におきましても、「がい」の文字については平仮名表記となっております。

また、島根県においても確認したところ、法律等で定められているものを除き、平仮名表記のものが多く見受けられます。

今回変更するまちづくり計画も、これらに合わせることを適当との判断をいたしまして、議員の御指摘どおり、今回の変更で「害」の文字は全て平仮名表記にしたいと考えております。

以上で保留しました答弁とします。

なお、お手元に配っております正誤表につきまして、この内容で提案しております新町まちづくり計画の訂正を行いたいと考えます。お手元にあるかと思えます。取り扱いにつきましては、議長のほうでお取り計らいを、よろしく願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（安永 友行君） ただいま深川企画課長のほうから議案の訂正についての説明がありました。ここに正誤表でまとめてあるわけですが、計画そのものは量も多くて、普通は差しかえをするんですが、ホッチキスでとめてあつたりしますし、全部差しかえをすると紙の無駄も大量になりますので、この正誤表で訂正をすることに御理解をいただいたらと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めまして、したがいまして、ただいま課長のほうから説明並びに提出のあった正誤表のように訂正することとします。

それでは、本件についての質疑が保留してありますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 文言の確認で申しわけありませんが、お聞きをいたします。

41ページ、財政計画で上げております、一応25年度までの決算と、あとの分は中期財政計画で示されたものをそのまま載せてあるわけなんですけども、1行目に、「財政計画は平成17年から平成32年までの」ということではありますが、通常、財政等を考える場合は、年度で判断をして行っております。1月1日からの間から12月31日までとしておりませんので、年度というくりで行うのは、表記をするのは通常であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

財政計画につきましては4月1日から3月31日までの年度で作成しております。表現が年となっておりますが、計画自体は年度でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 重箱の隅をつつくような質問になるかもしれませんが、今、障がい者で訂正された分で、疾病や障がいの早期発見の障がいというのも平仮名に直してありますが、この場合、直す必要がないのではないかなと1つは思っておりますが、障がい者とか、障がい児とかいう人の場合の「障がい」の「がい」を平仮名にしますが、「疾病や障害」という場合には、通常の漢字でもいいのではないかなという気がしますが、どうでしょうか。

それと、もう一つ、まだこの37ページにも障害の、これが直されておられませんので、これはやはり平仮名に直す必要があると思っておりますが、その辺について見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） おはようございます。失礼いたします。

障害の表記について、一般的な島根県なり、それから国、それから吉賀町の考え方を申し上げておきたいと思っております。

3年前になりますか、障害者地域自立支援協議会のほうで障害の表記について統一した考え方を出すべきではないだろうかということの意見をいただきました。

で、保健福祉課のほうでも昨今の流れから見たときに、障害の表記について一般的な考え方を

きちんと整理すべきであろうというふうに思っていたものですから、そのことについて議会からも御指摘をいただきましたので、いつの議会だったか忘れたんですけども、申し上げたように記憶しております。

で、一般的には、障害を総称して言う場合には、平仮名表記というのが社会通念になっております。例えば、障害者総合支援法であるとか、それから個別の制度、そういったものが法律とか、それから施行規則、政省令等々で定義をされているものについては、その表記を変えることができないんですけれども、一般的なものについては、「障害」の「害」は平仮名表記を使うというふうな流れになっておりますので、吉賀町についても、そういった方向でいこうということで、障がい者基本計画、障がい福祉計画を策定してまいりました。

で、今の「疾病並びに障がい」という場合には、平仮名表記の障がいということが適切だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 37ページの件についてお答えいたします。

正誤表の一番下段になります37ページ、主要施策、障がい者が地域の中で一緒に暮らせるまちづくりということで訂正を行っておるのが1カ所ございます。

そのほかもしあれば場所を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第82号新町建設計画の全部変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第83号請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 変更契約は、たしか4回ぐらいになるかと思うんですけども、それはそれとして、工法の変更とかで上がってきたということはあれなんですけど、自然の流れの中で、舗装復旧というのは今後またオーバーレイをするんかどうかわかりませんが、今回の佐々木建設の現場の延長線というんですか、国道沿いにキヌヤがあるんですけど、あそこのところは協栄がしたと思うんですけども、水たまりがすごいできとるんです。

で、先般もちよっと交通事故の大きいのがありまして、水がたまってハンドルをとられたというようなことがあって、幸いにけがはなかったんですけども、あの辺あたりは、ちよっと最後の復旧までに、やはり事故のないようにやっていただきたいと思うんですけど、その辺、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今の河村由美子議員の御質問でございますけども、舗装復旧後の路面の沈下等の問題でございますが、基本的に、今、国道なり、県道なり、町道なり、工事施工後はそれぞれの管理者の管理となるわけでございますけども、確かに簡易水道につきましても、下水道につきましても、配管の復旧後は幾らかやっぱり路面が下がるところがございます。

それにつきましては、県等とも協議をしながら、どちらが費用を負担してやるかということもございますので、その辺は協議をしながら、通行に支障があるところは修繕をしてまいりたいというふうに思っております。

配管に限らず、今の状況でいいますと、七日市橋のところも橋台を施工したところが若干下がっております、これにつきましても修繕する予定でございますけども、ああいったような状況がどうしても出てくるというところで、今後、状況を見ながら、県とも協議しながら、修繕しなければならぬところは対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第83号請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第84号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本案については、初日の質疑の際の答弁漏れがありますので、まず、これを行います。

赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 8番議員の御質問でございましたけども、排ガス規制についての御質問でございましたが、今回、購入します車両につきましては、現在世界で最も厳しい水準と言われておる平成22年排ガス規制に適合しているということで、自治体によっては規制を設けている自治体もございますけども、そういったところへも対応可能ということになっておりますので、答弁をさしていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） また繰り返しのよう質問になるんですが、前回、最低制限を設けるべきじゃないかという御質問をしたと思うんですけど、町長、そういうことはしないということでしたけど、私は、この業者に無理に利益幅を薄くして、それでなくももうけの薄い中で、やはりある程度の業者を保護するという意味でも、最低制限を設けるべきだと思いますけど、もう一度お考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 工事関係等については最低制限価格、または、金額の大きいものにつきましては低入札というようなこともありますけれど、物品につきましては、通念上、各自自治体におかれましては最低制限価格を設けてないということがございますので、とりわけ吉賀町が設けなきゃならないというようなこともございませぬので、それは、やはりいろんな業者、それなりの努力をしながら利益を考えていただける必要がありますので、そちらのほうのやはり考え方を私は、業者の考え方でやられるべきであって、私どもとすれば、工事なんかですと、その工事が手抜きがあるなり、そういうことがあってはならないということで設けてあるわけでございますので、物品については、そういったことは考えられないという観点からじゃなかろうかというように思っておりますけれど、通念上設けてございませぬので、吉賀町も設けていないというのが現状でございます。

今後は、また世間の状況を勘案しながら改正しなきゃならないことが出てくればですけど、

当面はこういう形でやらしていただきというように思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今度のバス購入ですけども、町の宣伝といいますか、商業等も含めて、吉賀町以外のロゴの表記、そういう点についてはどのようなふうを考えているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

仕様書では、島根県吉賀町という文字を入れるということしか規定しておりませんので、ロゴについては、町章は入っておりませんので、またその辺については業者のほうと相談しながらやっていきたいというふうに思っております。現在のところでは、島根県吉賀町という文字を入れるということにしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第84号動産購入契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第85号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本案については質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 消防車のことでありますが、昨晚の消防団の幹部会がありましたが、先日、夏季訓練が行われまして、残念ながら1人の団員の公務災害が発生しております。その原因につきましては、車両は小型であります、後ろの荷台のそこから小型の動力ポンプをおろす際に、荷台が高くなっておりまして、それをおろす際は複数の人数でおろさなければならな

いとこを、急いでおる余りに一人でおろしたために腰の骨を折られたということで、3カ月の重傷を負われております。

そういう事案もありましたので、昨日も消防団からは、今後の更新については普通車がいいのか、小型がいいのかという意見が出ましたので、今後は更新の際は、よくよく地元の消防団の意見を聞いて更新をしていただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

議員が今おっしゃったとおりでございます、前回、8月に行った夏季訓練でそういう事故が残念ながら発生しました。

で、経緯についても今おっしゃったとおりなんですけども、今後については、やはり複数で当たるということもありますし、昨日も出ましたけども、やはり装具についても軽量化も考慮しなきゃいけないということも出ましたので、そういったことも含めて、次年度以降の発注については、軽か、普通車か、あるいは、そういったポンプの軽量化、あるいはホースの軽量化、そういったことも含めて検討して、今度、次期以降の購入に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の件でお聞きをいたしますが、以前も議会で言った記憶が——ちょっとないかな。今、通常、消防団が65ミリの対応でやっておりますけども、これを消防署のほうは50ミリの対応のポンプを配置して、あとちょっとありますけども、消火活動にも当たっております。

で、今のような件もございますので、もう一度そこら辺についての検討が、この分について可能かどうかについてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まさに昨日、その話が出まして、ホースの径でありますとか、ポンプの性能です。そういったものも若干落としながら軽量化ということも検討できないかということで話が出ました。

ただ、一方で、ポンプについては、操法で使用する場合には大体B—3級を使っていますので、そういったところでも内部で検討しながら、可能であれば、もうちょっと下のD級とか、そういったところで購入しながら、ホースの径も小さいもので対応するといったことは当然検討していかなくちゃいけないというふうに思っています。

その辺のところは、また消防団のほうで検討さしていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 私が聞いたのは、今回の契約上のことで、これから変更することは可能かということでお聞きをしておりますので、その点、お願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今回については、一応この仕様でいっていますので、もうこれはこれでいきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第85号動産購入契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第86号訴えの提起についてを議題とします。

本案については質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この議案に対して、住民との訴えということの訴訟でございますので、大変重要な案件だと考えておりますが、確認のためにお聞きします。

20年の11月に地籍調査を行ったということですが、地籍調査が済んだ後、確認の印をもらうことになっていると思うんですが、そういう時点においては、確認の印はもらったわけですね。

○議長（安永 友行君） 光長水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 私のほうからお答えをさしていただきたいと思いますが、直接の担当課は税務住民課でございますけれども、地籍調査が終わって、現地の立会確認書に一度押印はいただいております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 提案の理由のところに、本件の土地は、重則親迫線の一部として町が30年以上にわたって道路として占用しとったということですが、法的にいいますと、認めて10年、知らずに管理して20年という法律がありますが、それは法律ですからあれですけども、住民とこういいういさかいが起きるといことは非常に悲しいことであろうと思いますけども、町内には、現実を言うと、そこら辺が登記がきちとなされていないというような現実があると思うんです。

そういったところで、今後のことも考えまして、今回はきちと和解といえおかしいんですけど、話し合いの中でできることが望ましいんですが、何かちょろっと先般聞いたんですが、あそこに障害物があって、何か蔵木の、学校の生徒さんが転んでけがをして、4針縫ったちゅうような話も聞いたんですが、そういう事案が起きてくると思うんです。その辺のところ。

それと、これは訴えれば、勝つめどがあるということでしょうけども、その辺のところを踏まえて、どういうふうに関後の全般的なことをされるんか、お答えをください。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 以前より、地元から道路を町道にしてほしいとか、そういうような要望がありながら、用地を地元から提供していただいて道路にしたと。で、登記がそのままということは、町内に何百件という件数があるわけです。これを全部整理する必要があるとは思いますが、以前の2代前の課長ですか、整理ができないかということでしたけれど、とても事務的にはできないということでした。

そして、代が変わりますと、そういったときの状況を理解されない御家族の方がいらっしゃって、あれはうちの土地だというようなことで、以前も業者を使ってバックホーで町道を壊したということもございます。当然そのときは、私は警察のほうで仮処分の申請なり、法的に当然するべきだという思いでしたけれど、これは、もう既にその上に民家がなくて、林道のような形状になっていましたので、そういうことはしなかったわけですけど、今回の場合は、ああして30年にわたって道路として使っておったわけです。それを、いわゆる私の土地だということで、まあ登記がされてない部分で、そこには交通安全標識が立っておったわけで、公安委員会のほうから、それを撤去して別のところへ移したいということで、移されて、その後、舗装されたわけです。その舗装を剥がして、今のように樹木を植えたりされてありますので、これは当然、警察のほうできちんとするのが、うちとすれば引き渡しは受けられないわけなんですけど、警察とすれば、業者が完全に舗装しておったということなんで、本来ならば、器物損壊で刑事告訴までする必要があると、私どもは思っておったわけでございますけれど、弁護士と相談いたしまして、やはり相手が町民でございますし、器物損壊で訴えて損害賠償をいただいたところで、そう大きな金額にもなりませんし、訴訟費用もかかるわけでございますので、住民相手がそこまでする必要はな

いということ、それでは、民法上の時効取得を主張していこうということ、これであればということ、このことは前回の全協で全て皆様方に御納得をいただいております状況だということに思っておりますけれど、そういう状況でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第86号訴えの提起についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第87号吉賀町個人情報保護条例の（発言する者あり）、日程第6、議案第87号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても初日の答弁漏れがありましたので、これをまず行います。これを許します。

赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） これにつきましても、8番議員からの御質問でございましたけども、2点ございました。

まず1点は、改正条例の第7条の2、7条の3に規定する吉賀町個人情報保護運営審議会の構成メンバーに関する御質問でございました。

これにつきましては、私も若干勘違いをしとった部分がありまして、弁護士が入っているというふうにお答えしましたけども、その辺についても訂正をさせていただきたいと思っております。情報公開の審査会委員とちょっと勘違いしておりましたので、個人情報保護運営審議会の委員については7名いらっしゃいますが、全て一般の町民の方でございます。男性4名、女性3名の構成で7名の方で、平成26年4月から平成28年の3月までの任期ということでお願いをしているところでございます。

それから、もう一点は、改正条例の第12条の3、特定個人情報の提供の制限に関する御質問

でございます。

これにつきましては、番号法の第19条において、特定個人情報の提供を原則的に禁止をしております。ただ、19条の第1号から第14号までに該当する場合に限って、例外的に禁止を解除しているということでございます。この中の第7号の中で、別表第2に定める場合は例外ということが規定してあるわけですが、この別表第2の中では、どのような機関が、誰に対して、どのような事務を処理するために、どういう特定個人情報が必要かということを示しているものでございます。

例えていいますと、厚生労働大臣が市町村長に対して、国民年金の給付や納付のために市町村税に関する特定個人情報が必要といった具合に、具体的に記述がされているところでございます。

お答えをさせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありますので、これよりこれを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 答弁残りの件、お聞きをいたしました。

そこで、お聞きをいたします。この第12条の3の関係ですけども、例えば、個人の、ここには具体的には書いてありませんけども、公安とか、警察等への情報の提供というのをする場合に、本人に知られることなく行くということも言われておりますが、そういうことは実際にあるのか、ないのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

番号法の19条の第12号のどこなんですけども、例外を示したもののなんですけども、ここでは、衆議院と参議院のことが書いてあるわけですが、その中で、刑事事件の捜査等規制に関する法律等に基づく審査とかにおいては、必要である場合は認められるというように書いてあるんですが、この政令でもっと詳しく書いてありまして、その中では、そういった少年法とか、破防法とか、国際捜査共助法とか、暴力団員による不当な行為の防止等、そういったもろもろの法律に基づく捜査に、警察や公安機関を含め、そういったところに提供を求められた場合は、これは例外として認めるというふうに規定してありますので、その場合には提供は認められるというふうに解釈できると思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この条例の改正により、何がどう変わるのか、その点についてちょっとわかりやすく御説明願います。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

大きく変わるのは、従来の個人情報保護条例ですので、個人情報という規定しかありませんでしたが、番号法が創設されたことによりまして、特定個人情報という文言がまず出てきます。個人番号が含まれた個人情報。

で、これを一般的な個人情報と、さらにその特定個人情報を含む町の保護に関することを、今回改めて規定するというのが主な今回の改正内容でございます。その場面場面によっては番号法との絡みが出てきますので、その特定個人情報が含まれておったり、あるいは含まれなかったり、その辺のところは番号法との整合性に基づいてやっていくものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 番号法の実施に伴いまして必要になるということで、このたびの個人情報保護条例の改正とあります。

で、今、全町民の皆さんに、よくわかるマイナンバー制度というパンフも配布をしていただいておりますが、ここで自分の履歴、個人情報がどういうところに使われたのかという履歴を見ることができるように、マイナポータルですか、そういうできるようになっているということでありませけれども、この23ページに書いてありますけれども、これに全て履歴が載ることになるのかということと、インターネット等を使われる方は、スマホも対応できるようになると思うんですが、そういうものを、電子機器を使われない方は、ほかの方法で、どのような形で確認をすることができるのか。その点について、この保護条例の改正の中では特別うたってあるか、ないか、この点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

制度について、今、議員がおっしゃったとおりでございまして、マイナポータルということで、自分の履歴がどのように使われているか、履歴が検索できるシステムですけれども、これについても、先ほど刑事とか、そういったものに対して、その辺についてはどうも一定の制限がかかるという実態があるようです。

それから、それ以外の方法については、ちょっと今、検討していませんので、ちょっとお答えはできないんですが、これに係ることは、町の条例においては、このことについての規定はありませんので、これはあくまでも国の法律に基づいて進めていくということしか、それ以外には、町のほうでは、特にこの条例においては規定をしておりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、この条例の第7条の3第2項の8号、本人の数が、実施機関が定める数に満たない特定情報ファイルということですが、実施機関が定める数というのは幾らになっていますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

実施機関自体いっぱいありますので、ちょっと私のところは今把握しておりませんので。

（「代表的なものでいいです」と呼ぶ者あり） ちょっと今わかりませんので、申しわけありませんが。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 幾つかのところでは、これを1,000人分とかというふうに言われているところもございます。で、1,000であるとしみますと、この町内、7,000人もいない町で1,000人分となりますと、相当な数でありますから、やはりそれだけの多くの数のものについては、じゃなくて、もっと少ない数でこの審議会で見聞を聞くなり、そういう対応があってもいいかなと思いますが、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） これは法律に基づいて進めていく以外に方法はないんじゃないかというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第8号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに対する反対の討論を行います。

この条例の改正は、略していますが、マイナンバー法に対応するための改正であります。先ほどの質疑の中でありましたように、これまで情報が行かないところへ知られたくない情報が行き、また、その情報の漏れるリスク、とられるリスクというものはいくらも強まっているという状況の中で、これに追随をするということはいかかなものかという考えであります。

また、法律が既に成立をしておりますので、対応せざるを得ないということについては、わからないわけではありませんが、町として可能な限り情報の漏れのない中身をこの中に盛り込んでいるかという、そのようには私には読み取れないという大きな理由をもちまして、この議案第87号に対する反対討論とします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第87号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第7. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第88号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 勤務時間と休暇等に関する条例の一部を改正をするということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

3点ほどございますけれども、以前は、管理職もこの組合というものに入っておられたかと思うんですが、現在、管理職の方は、今こういうふうな自治労という組合員になっておられるのか、どうか。

それから、この組合休暇がそれに該当する職員さんというのは、何名ぐらいおられるのか。

それと、16条の3項に「組合休暇は、1年につき30日を超えて与えることはできない」とありますが、これは組合全体に対しての30日なのか、もしくは、1人が30日かというところ、ここをちょっと明記してありませんので、その辺のことにつきまして、1人30日ということになりますと、幾ら無給といえども相当な日数になるかと考えますが、その辺の御返答をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 3点にわたる御質問ですけども、お答えをします。

まず、管理職に関する御質問ですが、これにつきましては、県の人事委員会に登録することになっておりまして、課長級の職員は全て登録しておりますので、組合員にはなれません。したがって、なれませんので、管理職の職員については組合員には該当しないということになります。

それから、該当する職員数ということですけども、ですので、全職員から管理職を除いた人数に、なおかつ組合に加入していない方が何人かおられますので、それを除いた数ということになるかと思えます。

それから、組合休暇の30日の規定ですが、これは全体で30日ということで、個人で30日ではございません。全体で30日ということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第88号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前9時56分休憩

.....
午前10時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第89号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても初日の答弁漏れがあります。これを行います。

赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えをいたします。

この8番議員さんの御質問でしたけども、番号法導入のために必要となる民間企業等のシステム改修に要する経費に対する助成があるかないかという御質問でしたけども、これに対しては助成金はございませんので、答弁させていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありますので、これより、これを許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 個人番号を通知するということでの通知がきのう役場から届いて

おりましたが、その通知の中で、今度、通知カードというんですか、写真を添付して運転免許証にかわるやつを、来年の1月から交付しますということで、その申請についての手続も説明がありました。そのカードに添付する写真については一言もなかったんで、もしそのカードを来年1月1日以降申請しようと思うたら、写真を持っていくのか、それとも役場のほうでそういうカードをつくるのか。いわゆる運転免許証であったら、運転免許証の交付のときに写真をそこで撮って、それをやるわけですが、この個人番号カードの場合はどうなるんでしょうか、ちょっとその辺も、もしあれだったら説明をいただければと思います。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

御質問のほうは、通知カードと一緒に個人番号カードの申請があります。その個人番号カードを申請した人に、1月から個人番号カードが随時交付するということですが、この写真については、パスポートなんかも自分で写して、その交付のときに添付しますが、そういうように規定のものを自分で撮っていただいて、一緒に申請していただくということになります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） このたび出ているのは、再交付の手続で、個人番号カードの再交付、通知カードの再交付でありますけども、何らかの理由で番号を変えなければならなくなった場合、それが本人の責任でなく、そうでない責任で変える必要が生じた場合の費用というのは、どのような扱いになりますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 個人番号をどういう状況のときに変えなければならないようになったかというときの手数料ということだろうというふうに思っているんですが、その事案がどうということかによって、またあるんだろうと思いますが、実際にその部分について想定をして再交付になるのか、交付になるのかということも、まだ私のほうでは把握しておりませんので、その事案によっては、公の部分で問題が出たりした場合には、当然無料になるんじゃないかというようなことは考えられますが、そういう想定が今のところ来ておりませんので、今のところでは、はっきりしたことは申し上げられないと。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） もう一点、通常、本人を証明するためにこの個人番号カードを使う場合があります。そのときに、個人番号までは必要のない場合がありますが、そのときに、個人番号が見えないようにするものも、この中に含まれているか。いわゆる目隠しのシールとかという意味です。そういうものも含まれているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この個人番号カードについては、表に写真と住所、個人番号は裏にあるんだろうというように思っておりまして、個人認証の部分については表だけで、住所と写真がありますので、それで済みますので、目隠しのシールとか、そういうものは考えておりません。制度としても、そういうものはないというように思っています。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 例えば、お店というか、多いのはコンビニエンスストアとかでありますけども、そういうとこなんかでも、ついどうぞということで店員の方に渡してしまうことによっては、その人の個人の番号が知られる可能性というものを極力ないようにするということは、必要かと思いますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） ちょっと詳細には把握してないんですけども、例えば、レンタルのビデオ店とか、これは本なんかとレンタルのビデオ店で本人確認のために預かったときに、裏を見るというようなことがあったときには、これはもう犯罪になりますので、そういった利用はいけないというふうに書いてあります。

で、今言われているのは、国のほうでそのケースみたいなのをつくって、（「静かにしてください」と呼ぶ者あり）裏を見えなくする。そういったようなことを考えているという（「静かにしてください」と呼ぶ者あり）情報は入っていますけども、それについても、まだ正確に把握しておりませんが、そういった形で番号を保護するというような動きといいますか、そういったことは、今、検討されているようであります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第89号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

この改正は、通知カードの再交付並びに個人番号カードの再交付のための手数料を定めるものであります。

しかしながら、この個人番号カードを発行するのに、国の予算等から算定すると、1枚発行するのに1,000円以上が必要となります。

さらには、先ほどの質疑でもありましたように、個人番号がほかの人に知られる可能性というのは否定されないわけですけども、それを防ぐ手だてを現状においては考えていないという中で行うということは問題があるというふうに考え、この条例改正に対して反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 8、議案第 89 号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 9. 議案第 90 号

○議長（安永 友行君） 日程第 9、議案第 90 号平成 27 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 9、議案第 90 号平成 27 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 10. 議案第 91 号

○議長（安永 友行君） 日程第 10、議案第 91 号平成 27 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第91号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第92号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第92号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第93号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第93号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第94号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第94号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第94号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 議案第95号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第95号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第

2号)を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員(8番 藤升 正夫君) 9ページの一般管理費で、050その他経費の社会保険料と労働災害保険料がそれぞれ出ております。もう一度、この理由、中身についてお願いします。

○議長(安永 友行君) 赤松総務課長。

○総務課長(赤松 寿志君) お答えします。

社会保険料につきましては、臨時とか非常勤の職員がふえたことによるものですが、主には、地域おこし協力隊、こういったところの職員が全然計上しておりませんでしたので、そういったところによる負担の増でございます。

労働災害保険につきましては、平成26年度分について前年並でみておりましたが確定分が不足したことによるものでございます。

○議長(安永 友行君) ありませんか。8番、藤升議員。

○議員(8番 藤升 正夫君) 12ページ、ちょっと一部質疑にもありましたけども、民生費の保育所費、時間外勤務手当とありますが、現状において、有資格者が確保されていないというところがありますが、何とか今の職員の方の負担を軽減する手だてということについてはないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長(安永 友行君) 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長(宮本 泰宏君) 御質問にお答えします。

この4月から施行されました子ども・子育て支援法に基づきます小規模保育所並びに特定保育事業をつかさどるものは、常に2人以上の有資格者を常時配置をしなければいけないということで、その有資格者の職種は、1名は保育士、それから看護師等もいるということになっています。

で、私どもの朝倉保育所につきましては、保育士は正規の職員が1名はいるんですけども、それ以外の時間帯で11時間保育を提供しようとするとなると、どうしてもすき間の時間ができるということで、幼稚園資格を持っている者であったり、それから保育資格を持っている方々に対しまして、もう一本釣りというような格好でこの半年間探してきたんですけども、なかなか正規雇用での雇用は望まれるんですけども、やっぱりそういった臨時的な雇用ということになると、少し二の足を踏まれるという方がおられました。

で、何とかスポット的に臨時雇用の中で、常にその時間が埋まるようにやってきたんですけども、やはりどうしても正規職員がフレックスタイムのような格好で前と後ろに、例えば7時半から8時半までやるとか、それから、5時15分から1時間とかいうような格好で最初の部分と最後の部分に入り込まないと、どうしてもその2人を確保できないという時間帯がありますので、

なるべくそういったところをつぶすような格好で、職員には大変申しわけないんですが、そういった格好で当面は乗り切っていこうと。

それから、そういった臨時的な雇用についても、スポット的に入っていただけるような作業をさしていただいて、今、来ておりますし、当面、向こう半年間は、そういった格好で乗り切っていきたいというふうに思っています。

ただ、一気にこの現状が好転するということは考えにくいので、この半年間で、来年4月1日にきちんとした体制が組めるような方策は考えていかなければいけないというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） AEDの借り上げ料というのが相当出ておりますが、その件で、同僚議員も今まで何回も、このAEDはメンテナンスに相当かかるという質問が出ておりますが、実は、私の自治会も民間業者から工事のお礼ということでAEDを寄贈していただきまして、集会所のほうに設置をしておりますが、実は、寄附を受けまして今年度がパッドの交換ということで2万円、そして、来年は3年に1回ということで、バッテリーの交換ということで、つまり3年に1回、5万円というメンテナンス料がかかります。

このAEDというのは本当に相当のいいものというのわかりますが、管理費といいたいまいしょうか、高額なものになっております。AED、AEDというふうにすごくマスコミでも言われておりますが、実際には、この管理費、メンテナンス費というのが相当高くついております。

それで、年間30万円ぐらいしかない自治会費で、3年に1回、5万円のメンテナンス料を自治会の会計から出すということはできないということで、実は自治会から、このAEDに関しましては返納することになりました。それで、このAEDが命にかかわるということで、よくわかるんですが、この補正予算の中にも相当AEDについての借り上げ料というのが何か所か出ておりますが、本当に高額なもので、維持費も高くつくんですが、大体年間このAEDを町が設置している分につきまして、AEDに係る年間のメンテナンス代といいたいまいしょうか、借り上げ料というのでしょうか、もしわかれば、やっぱりこのことには町民の方にもよく高くつくということを知ってもらって、なおかつそのAEDが大事だということを認識してもらいたいので、あえて質問させていただきますが、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えをいたします。

今回、AEDを計上しているのは教育委員会ですので、教育委員会のことについて申し上げたいと思います。

今回の補正をお願いしているのは、AEDの借り上げ料です。レンタルという形になっています。これが一月4,104円、税込みで4,104円になっております。契約期間は5年という形ですけれども、この4,104円の中に、今、議員がおっしゃられたようなパッドの交換であるとか、それからバッテリー、それは交換時期が来たときには交換するというので、含まれております。

それから、万が一このAEDを使用した場合には、パッドとか、救急セットとかも使うわけですが、それもこのレンタル料の中に含まれておりますので、今回の予算については、これ以外の経費はかからないというふうに考えております。（「年間、どのぐらい」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 以前、ちょっと一般質問でもあったんですけども、ちょっと今その資料を持ってなかったんであれですが、基本的には、今、議員がおっしゃったように、購入の場合ですと、購入の時期に20万円程度の機器の購入費がかかりまして、その後、パッドとか、バッテリーの交換が大体5年周期で必要になってくると思われまして。

で、その辺の経費のところも検討しまして、今回の教育委員会で、大体月に4,000円ぐらいですけども、それですと、パッドの交換からバッテリーまで全部含まれますので、町のほうとすれば、今後更新に当たる分については、そういった形でリースのほうに切りかえていくような方向で今進めているところです。ですので、そういった形で進めていきたいと思っております。数は、今多分町内で40カ所ぐらいあると思うんですけども、そういった方針で、今、切りかえに当たっては、もう購入じゃなくてリースのほうに変えていくような、町の施設はそういうふうな方向で、今、予算化をしております。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 経費がかかるというのは、使われない部分が多いからということで、使われないということは、何事もないということなんで、いいことでございまして、やはり経費がかかっても、人の命が救われる器具でございまして、やっぱり設置をしなければならぬ。

だけど、これだけの数になりますと、全てリースにして、見積もりをとって安いところに出していけば、経費的には抑えられると思っておりますので、全町一斉に更新するとか、そういった形のことを考えながら、経費削減は当然考えていかなきゃならない。

ただ、その設置有無については、やはり人の命というものは重たいものでございまして、経費はかかっても設置はしていかなきゃならないという考え方でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今のAEDの件でお聞きをいたします。

で、このたびの設置についてお聞きをしますが、通常、学校等に置いてあるものについては、

学校が閉まると、外で事故があった場合に使えないという状況がありますが、今回、公民館等に設置する分については、外で事故発生時に公民館の中に入らなくても使える環境になるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えをいたします。

公民館とか、そういった特に社会教育施設、社会体育施設を利用される方々からも、鍵がかかるといったじゃどうにもならんという御意見は伺っておりますので、設置をする際には、よく施設の管理のところと相談をして、できるだけ外でも使えるような形で設置を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 12ページの民生費、児童福祉費の職員人件費の時間外勤務手当60万円ということですが、これは当初は、申しわけないんですが、当初予算をちょっと把握しなかったんで申しわけないんですが、これは当初予算には計上されてなかったということなんでしょうか。それとも、当初予算には計上したけど、60万円は足りなくなったから追加で補正を組んだと言われるのか、どちらなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

当初予算には当然計上しております。時間外を計上していない科目はありませんので、全ての科目で計上しております。

これにつきましては、当初予算で計上したものが不足するというので、先ほど、保健福祉課長が申しましたとおりでございます、それに伴う増ということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 13ページの商工費の商工振興費のうちの地域商業等支援事業費の——じゃなく、済みません、その下です。その下に交流研修センター管理費の災害復旧工事費がありますけども、この災害復旧の中身をちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

台風15号により屋根が損壊したものでございます。棟のあたりが風により瓦が飛んだというものでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 8ページの雑入についてお聞きしますが、協働のまちづくり事業助成金、これがどういったことで雑入になるのか。また、大変申しわけありませんが、助成金の

性質というものについて詳細を説明をお願いします。

また、これの対象の事業あるいはこういった形が出るのか、わかりますか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 桑原議員の御質問にお答えをいたします。

協働のまちづくり事業の助成金ですけれども、これは、まず事業の概要から申し上げたいと思います。

かねてから教育長のほうからも言っておりますけれども、吉賀町には文化振興的な部分が薄いということがあります。将来的には文化協会をつくりたいということは、かねてから教育長も申し上げておりますけれども、今、そういう動きを教育委員会のほうで、住民の方と一緒につくっているところです。いろんなサークルであるとか、文化芸能の団体と1つのものをつくり上げるというような組織ができないかということで協議をして、先般、吉賀町文化事業実行委員会というのが立ち上がったところでございます。

ここで、文化事業で1つのことをしていこうということで、まだ具体的に計画はあれですけれども、コンサートのことを年度のうちに、その人たちを中心にしてやっていこうということがあります。

それと、もう一つ、今度11月に真田グラウンドがオープンしますけれども、そのオープンセレモニーを行っていこうということで、11月の3日、それから8日、15日、その3日間をオープンセレモニーの期間だということでの位置づけをしまして、サッカー教室であるとか、それからサンフレッチェ広島のジュニアアカデミースクールとか、そういったところをお呼びして、交流会をする。それから、なでしこリーグの、女子ですけれども、アンジュヴィオレ広島FCというチームを招待して、招待試合というか、そういったことを計画しております。

それから、もう一つは、アンダー18を招待しまして、サッカーフェスティバルというものを計画しています。吉賀高校とか、それから米子北とか、まだ正式決定ではありませんけれども、そういういったところに声をかけて、何チームかの高校のチームをお呼びしまして、実施していきたいというふうに思っております。

それで、最初に質問がありました協働のまちづくり事業の補助金につきましては、島根県の市町村振興会から助成をしていただくということで、歳入先が雑入に位置づけられておるということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 9ページの011企業誘致対策事業費が出てますけど、これから定住促進とか、いろいろな面で企業誘致というのは大事な部門になってくると思いますけど、この企業というのをどういう概念で捉えたらいいかというのを、このたびは施設を提供して、イ

ンフラも整備してということなんですけど、どういう規模または職種は関係ないと思いますけど、規模とか、いろいろな面でこういう条件を満たせば支援をするよという、その支援の条件というのをお聞かせいただきたいと思います。

それと、13ページの003有害鳥獣対策費ですけど、電柵とか、防護柵をつくりまして、かなり被害は減つとるんだと思いますけど、農作物に対してどの程度の被害があるかというのを把握していたら、教えていただきたいと思います。

それと、この1人当たりの1万円という金額が出てますけど、この1万円という金額の根拠を教えてください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、最初の御質問にあります企業の定義ということでお答えさせていただきます。

吉賀町企業立地促進助成交付金という要綱がございまして、これに定義が書かれております。企業等というのは、営利の目的を持って事業を営む法人または個人をいう、指定企業、助成措置の対象となる事業者として、町長の指定を受けた事業者をいう、以下、事業所新設、増設等、投下固定資産総額、新たな雇用等について記載されております。

で、対象事業者は、製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、その他、特に必要と認めるとあるものと規定しております。

大きな条件としましては、島根県の立地認定計画を受けていること、もしくは、この要綱に基づく立地認定を受けることということで、公害の発生するおそれのない事業者、事業所の新設及び増設等にありましては、製造業は5人以上、情報サービス業、インターネット付随サービスは3人以上としておりますが、ただしがありまして、この地方創生の期間中は1人以上の新たな雇用を創出することという計画で求めています。

で、補助の内容としましては、現在は、企業立地の奨励金、雇用促進奨励金、事業所等の賃貸借料、インターネット回線利用料の一部を補助することとして要綱で定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

有害鳥獣対策のことですが、まず初めに、被害額というところでございますが、これにつきましては、実際の被害額を把握するというのは非常に難しいところでございますが、6月の一般質問にもありましたが、産業課のほうで数字を把握する場合、農業共済の被害額、それから産業課での現地調査、それから農家への被害調査、こういうもので数値を把握しております。

で、平成26年度の被害状況につきましては、数値でいきますと、被害面積が997アール、

それから被害額が408万円ということにしておりまして、9割がイノシシの被害ということになっております。

それから、続きまして、1人1万円の根拠というところでございますが、この煙火講習会を新規で受ける場合、現状でいきますと、1人当たり5,200円が必要になります。それから、その折にその煙火を購入されると思いますが、その単価が220円で、例えば80発買われますと1万7,600円になります。それから、この煙火は、手で持って上げることができませんので、危ないので、打ち上げ用の器具を購入するようになります。これが2,500円程度です。で、5,200円と1万7,600円と2,500円、合わせて2万5,300円が必要になり、そのうち1万円を補助しようというものでございます。

また、もう実際に講習を受けられて更新される場合ですが、これも毎年講習を受けていただく必要があります。この講習料は2,400円でございます。その折に、同じように煙火を80発買いますと1万7,600円です。合計2万円という数字になります。その半額の1万円助成しようということで、上限を1万円としたということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 先ほど、訴えの提起の案もございました。

で、それとの関連で、少しずつでも町道の登記について進めているという形をとることが、裁判をやっていく上においては有利な材料になるというふうに考えますが、そういうものについてどっかで拾い上げる、この予算の中で拾い上げることが可能か、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今回、訴えの提起という議案を私のほうから出させていただいておりますので、今の御質問につきましては、道路用地のみに限らず、ほかの公共用地にも当てはまる部分がございますけども、私のほうからちょっとわかる範囲で回答をさせていただきたいと思っております。

要は、地籍調査をやっていく上で、そういった公共用地が登記上、民地であるといった部分がかかり出てきているということで、先ほどの町長の答弁にもございましたけども、実態はそういったところでございます。で、実際にトラブルになる件も、町道でしか知り得ませんけども、何件かはございますけども、今回のような状態になることは、まだありません。

それで、その登記の整理をどうするかということでございますけども、実際には相手があることでございますので、地籍調査が終わった部分は、もう分筆もされておりまして、一応道路でいきますと、登記上の所有者は民地ですけども、地目は公衆用道路とか、そういった形で登記がされておるものでございます。

で、今回のケースもそうなんですけども、私どもがお願いしたのは、一応寄附採納していただ

いて、名義を変更するという手続をさしていただけないかというところをお願いをしておるところでございます。実際にほかのところにつきましても、そういった形で手続を進めていくということになろうかと思えます。

で、今回の予算でそれがどうかということでございますけども、今回の予算にはその辺のところは上がっておりません。それで、実際にそういう作業をしていく上で、通常の業務をしながらというところでは、なかなか現実問題、難しいところがございますので、できるのであれば、道路に限らずそういう土地があるのを整理していくことが今後必要なのではないかと思うんですけども、私の個人的な意見になりますけども、そういった部署なり、そういった人員を配置してやっていくというような方向性があれば、そういったことを予算化してやっていけばいいのではないかというふうには思いますけども、現段階でその辺が予算上明確になっておるものはございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 済みません、13ページでした。023の吉賀ツーリズム推進事業費ですけど、大変いい予算だと思うんですけど、少し時期が遅かったような気がします。できたら当初予算でこれが入っていたら非常によかったんじゃないかと思っております。

それはそれとして、木部谷で去年、島根県の定住財団の資金を使いまして、Iターンの方たちが中心になって事業に取り組みました。2回募集をかけまして、子どもさんが産まれましたので、3人ふえました。それで、親御さんが3人、1人はシングルマザーの方ですので、3人ふえました。定住財団の支援だけでもできないことはないんですけど、こういう予算がつきますと非常にもうちょっと幅ができるんじゃないかと思っております。

そこで、この事業費がぜひ通年で組んでいただけるようお願いしたら、まだまだほかの地域にもこういう団体が広がってくるんじゃないかと思えますけど、その辺の予算のつけ方というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 吉賀ツーリズム推進事業費についてお答えいたします。

この事業のもととなったものは、昨年度3回やられました地域団体による移住体験ツアーでございます。島根県の定住財団の補助をもらって行ったというふうに把握しております。

その中で、今回は昨年度の反省を踏まえまして、やはりバスの借り上げとか一部対象とならない事業費があつたりしますので、そこをせつかく地域団体が一生懸命やられておる事業でございますので、もっともっと発展していければと思って計上したものでございます。

先ほど10番議員が言われましたように、定住に即つながつた場合もございますので、町としてもぜひとも続けていきたいという考えではあります。

以上で回答いたします。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第95号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15. 発議第7号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第15、発議第7号マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会の中田総務常任委員長よりの報告を求めます。5番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、総務委員会のほうから報告をいたします。

吉賀町議会議長安永友行様、平成27年9月18日、総務常任委員会委員長中田元。
委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第7号、件名、マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）。

審査年月日、平成27年9月17日。

審査結果、否決です。

以上で報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対し質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。原案での賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） では、原案に対しての反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、発議第7号マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）を採決します。この採決は挙手によって行います。

本請願に対する委員長の報告は原案否決です。したがって、採決は原案について採決します。

日程第15、発議第7号マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は採決の結果、否決されました。

日程第16. 請願第4号

○議長（安永 友行君） 日程第16、請願第4号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、請願審査の報告を行います。

平成27年9月18日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長中田元。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号、第106号、請願第4号、件名、島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願。

2、審査年月日、平成27年9月17日。

3、審査結果、不採択と決した。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で中田総務常任委員会委員長の報告を終わり、これより委員長に対し質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。本案は委員会では不採択でございますので、原案に対しての賛成討論を行います。原案に対しての賛成討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、請願第4号に対しての賛成の討論を行います。

この請願は、島根原発2号機の原子炉設置変更許可申請を認めた島根県知事に対して、原発依存でなく、積極的な省エネ対策と再生可能エネルギーの飛躍的な普及を図ることで、地域の活性化、少子高齢化や過疎対策につなげることを求めるものです。

島根県は、広域避難計画をつくっていますが、原発から半径30キロ圏内の39万6,000人を避難させるのに、バスだけでも4,800台必要としていますが、バスが2,200台不足するなど、請願が指摘するように、実効性のあるものではありません。

ちなみに、吉賀町へは松江市の市立病院のある乃白町と田和山町から、70人の要援護者を含む1,500人を受け入れとなっています。原子力発電所から半径30キロメートル圏内は、UPZ——緊急時防護措置準備区域となり、住民を避難させる計画や環境モニタリングを行うことが求められているため、直接の原因者である電力会社とUPZ内の自治体は安全協定を結ぶのは当然であり、出雲市、安来市、雲南市は、島根県と松江市、中国電力の3者が取り決めた原発周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的とした協定と同等の協定の締結を中国電力に求めています。

原子力規制委員会は、新規制基準は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのもので、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではないことを明らかにしており、住民の避難体制は、もともと審査の対象外です。

原発は、もともと技術的に未完成で、事故の発生を完全に防ぎ切れません。

さらには、運転を開始すれば、高レベルの放射性物質を含む使用済みの核燃料がたまり始めます。高いレベルの放射性廃棄物が含まれる核のごみを処理する場所も、方法も決まっていない中で、一たび事故が起きれば甚大な被害を受けることは、福島原発の事故を見ても明らかであります。

省エネと再生可能エネルギーの普及こそ大切と考え、賛成討論といたします。

○議長（安永 友行君） 原案に対しての反対討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 原案に対しまして反対の立場で討論をいたします。

この意見書は、いろいろ書いてありますが、結局は、原発の稼働・再稼働に反対するという内容であります。再生可能エネルギーを普及させるのは当然のことでありまして、地球温暖化を考えれば、ますます加速さしていかなければならないということは重々承知しているわけでありま

すけど、今の総量買い取り制度のもとで、ベースではない電源です。太陽光発電なり、風力なり、その気候に左右される電源、それが総量買い取り制度によりまして電気の値段を釣り上げています。

例えば、資金があって、ソフトバンクみたいに幾らでも資金があって太陽光パネルを敷き詰められる企業または個人は、それを売電してもとをとって、稼働していけば、幾らでも利益は生まれてくるわけでありまして、一番この高い電力で被害といいますか、割を食うのは、やっぱり低所得者の方です。電気をつけないわけにはいきませんし、暖房も冷房も要る時代であります。

そういうことを考えますと、それに加えて、今、原発がないでもやっていけるじゃないかと言いますが、古い火力発電、ガス発電を稼働して、たまたま賄っているだけでありまして、その費用だけで年間3兆円の、これはレートの変動にもよるわけですけど、平均ならして3兆円の余分な金が海外に流れていると言われております。

当然、福島事故を考えれば、原発がどうなのかという疑念はありますが、台頭する中国なり、いろんな諸外国のそのことを考えれば、経済をさしおいて再生エネルギーだけに頼るとするのは、非常に国として危険な面が出てくると思っております。

したがって、この意見書の裏に隠れている原発の稼働・再稼働に反対するという意見書に對しましては、反対の意見を申し述べておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 次に、原案への賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、請願第4号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願を採決します。この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、採決は原案について行います。

日程第16、請願第4号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願について、採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、日程第16、請願第4号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願については、不採択とすることに決定をいたしました。

日程第17. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第17、閉会中の調査報告についてを、お手元に配付のとおり調査報告書が提出されておりますので、この際、総務常任委員長からの報告を求めます。
5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 平成27年9月18日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長中田元。

調査報告書。

本委員会において所管事業を調査した結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、件名、学校教育について（学力向上について）

2、調査年月日、平成27年7月9日、七日市小学校、朝倉小学校、平成27年8月10日、六日市小学校、六日市中学校、平成27年8月13日、柿木小学校、柿木中学校、吉賀中学校、平成27年8月19日、蔵木小学校、蔵木中学校。

3、調査結果、町内小中学校を訪問し、学校長との意見交換及び施設見学等を行った結果を、下記のとおり報告する。

記。

学校としての取り組み。

①各小学校においては、学校長の指導のもとに、地域性を生かし、地域、保護者一体になってさまざまなアイデアを出しながら、学力向上に向けて取り組んでいる。

②小・中・地域の連携については、各小中学校によって取り組みの差はあるが、環境学習、スポーツ交流など取り組んでいる。

家庭・地域。

①学童保育で宿題を行っている実態が多々あるが、小学校低学年までに形成される生活習慣、しつけ等は家庭教育で行うことが望ましい。

②児童生徒が地域とのつながりを持ち、地域に育ててもらうことは大変重要なことである。学校と公民館との距離が近くなっており、今後も公民館の果たす役割が大きくなっているため、さらなる公民館の体制の充実が望まれる。

行政、教育委員会。

①教育委員会からの調査・報告書類等が年々ふえており、これらに時間を要するため教員は余裕がなくなっている実態がある。事業に対して費用対効果を求めるのは当然であるが、可能な限り事務の効率化も図っていく必要がある。

②当町においては学習支援員は手厚い配置がされているが、一方では、教頭が授業をフォロー

している実態がある。実態に即して専科及び加配の配置が望まれる。

学校施設。

① I C T機器（電子黒板、書画カメラ、i P a d）を活用した授業は、視覚的に学ぶもので、理解力も深まり、学力向上に有効な手段である。他の自治体と比較して、導入がおこなわれている。早急に全学級に導入すること。

同時に、I C T機器を効果的に活用するための教員の技能も必要となる。

②町内小中学校9校の施設は、建築年によってかなりの格差が生じており、町施設全体から見ても、修繕を要する箇所がかなり見受けられた。教育の場としてふさわしい環境整備をしていく必要がある。

総括。

①児童生徒数の減少と学力との因果関係は全てではないが、全く無関係とはいえない。小規模校においては、部活動による人格形成等の弊害が懸念される。

②学力向上には、児童生徒の内発的動機づけを引き出すことが重要である。そのためには、教員に課せられた責任はおのずと重くなるが、授業に集中できる環境づくりはさらに必要である。

③小中一貫教育については、メリット・デメリットもあり、拙速に結論は出せないが、現状の小中連携を発展・継続していく中で検討していくことが望まれる。

④各学校の要望事項は別紙のとおりでございます。裏面のほうに、別紙、各学校からの主な要望事項として、学校名及び要望内容ということで、蔵木小学校、蔵木中学校、六日市小学校、六日市中学校、朝倉小学校、七日市小学校、吉賀中学校、柿木小学校——柿木中学校は特になしということで、内容につきましては皆様方がお読みいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（安永 友行君） これで、総務常任委員会の調査報告は終わります。

なお、初日に設置しました決算審査特別委員会の委員については、お手元に配付した名簿に記載の9名の方で構成することになりました。

委員の互選によりまして、決算審査特別委員会の委員長には2番、大多和議員、副委員長には4番、桜下議員が選任されましたので、あわせ報告いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。

午前11時28分散会
